【東京弁護士会紛争解決センター】

番号	東京① ※現地調停(茨城県弁護士会)
申立年月日	2022 年 5 月 30 日
終了年月日	2022 年 10 月 27 日
紛争の種類・金融商品	暗号資産の不正取引被害の補償
金融機関	暗号資産取引業者
顧客	個人、男性
事案の概要	顧客の立場:
	2022 年 4 月、申立人は、相手方取引所で不正アクセスがあった
	旨の電子メールが届いて本文の URL を開いて操作したところ、
	同日、第三者が申立人のアカウントに不正にアクセスして、保
	有していた暗号資産を売却し、その売却代金で他の暗号資産を
	購入し、購入した暗号資産と保有していた暗号資産で NFT を購
	入し、約800万円相当の残高が消失した。
	警察に被害相談をしたところ、相手方に補填体制があると聞い
	たため、不正アクセス前の金額を補填してもらいたい。
	金融機関の立場:
	申立人はいわゆるフィッシング被害に遭ったものと推測される
	が、相手方の利用規約上、真正な ID、パスワードの入力があっ
	た場合には本人の意思に基づく操作として取り扱うことと規定
	しており、また、暗号資産交換業においては検討されているも
	のの事故補償制度は未実施であるため、相手方としては、本件
	について、契約上・法律上の支払義務はないものと考えている。
	しかしながら、本件は不幸にも申立人がフィッシング被害に巻
	き込まれたと考えられるので、相手方としては、話し合いで解
	決することを希望する。
結果	和解
経過・和解の要点	第1回期日であっせん人が申立人・相手方個別にフィッシング
	被害の状況について確認した後、相手方が見舞金であれば支払
	う用意があるとの意向であったため、申立人の希望である不正
	アクセス前の残高相当額と、どこまで調整できるか双方で検討
	することとした。第2回期日で最終的に約150万円が提示され、
	第3回期日で和解となる。

審理期間・期日回数	審理期間:151日	期日回数:3回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	東京② ※現地調停(沖縄弁護士会)	
申立年月日	2022 年 6 月 27 日	
終了年月日	2022 年 12 月 9 日	
紛争の種類・金融商品	暗号資産の売却機会を失ったことによる損失補償	
金融機関	暗号資産取引業者	
顧客	個人、男性	
事案の概要	顧客の立場:	
	2022 年 5 月、申立人は、相手方取引所に上場した暗号資産の募	
	集抽選について当選し、割り当てられ、申立人が当該割り当て	
	られた暗号資産を取引しようと相手方にログインを試みたがロ	
	グインができなかった。	
	その後、申立人は相手方にログインできたものの、当該暗号資	
	産は下落しており、売却をしたところ約 20 万円の損失が生じ	
	<i>t</i> = 。	
	当初ログインをしようとした時間帯にログインができていれ	
	ば、1 時間後にログインしたときよりも損失が抑えられていた	
	はずである。	
	そのため、損失について補償してもらいたい。	
	金融機関の立場:	
	申立人がログインできなかったとする時間帯の一部に相手方が	
	定期メンテナンスをしていたため、申立人がログインできない	
	時間帯があったものの、定期メンテナンスの終了以降は、申立	
	人を除いた利用者はログインができていたことが確認されてい	
	る。	
	申立人がログインできなかったのは、申立人の接続環境に起因	
	するものであるため、基本約款上、相手方は損失補填を含め一	
	切の責任を負うものではない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	第1回期日において、あっせん人は申立人から経緯を聞き取り、	
	相手方から背景事実や申立人の口グについて確認したのち、申	
	立人には不具合について申立人が原因ではないことの資料を収	
	集するよう、相手方には不明であった事実確認、解決の可能性	

	を検討するよう指示した。	
	第2回期日において、前回の打	旨示事項について確認し、相手方
	に解決金を支払うという解決な	ができるか検討するよう提案をし
	たものの、第3回期日を待たす	ずに相手方から解決金の支払が難
	しい旨の連絡を受けて、不調と	∶ なる。
審理期間・期日回数	審理期間:166日	期日回数:2回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	東京③ ※移管調停(愛知県弁	注護士会(愛知県③へ))
申立年月日	2022 年 7 月 7 日	
終了年月日	2022 年 8 月 23 日	
紛争の種類・金融商品	融資取引に関する損害賠償請え	ţ
金融機関	信用金庫	
顧客	法人、個人 (法人代表者)	
事案の概要	顧客の立場:	
	申立人らと相手方との間には	2010 年ころから融資を巡るトラ
	ブルがあり、申立人らは相手:	方から当該トラブルを巡り 2011
	年に聴取調査を受けたが、その際に相手方職員が関係書類を申	
	立人らの事務所に置き忘れていった。そこで、その関係書類の	
	返却について話し合いたい。合わせて前記融資を巡るトラブル	
	について相手方に対し相当額の金員の支払いを求めたい。	
	金融機関の立場:	
	相手方は申立人らに対し貸付金の返済を求めるものであり、	
	2012 年に判決による債務名義を得て不動産競売により回収を	
	図ったものの、残金として約 2,000 万円がまだ未払のまま残っ	
	ている。	
結果	移管	
経過・和解の要点	愛知県弁護士会に移管。	
審理期間・期日回数	審理期間:48 日	期日回数:0回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	東京④ ※移管調停(福岡県弁護士会(北九州①へ))
申立年月日	2022 年 7 月 27 日
終了年月日	2022 年 8 月 23 日
紛争の種類・金融商品	補助金引当て融資の実行または相当額の損害賠償請求

金融機関	大手金融機関	
顧客	法人	
事案の概要	顧客の立場:	
	申立人は、事業再構築補助金に	採択され、2021年7月に相手方
	を認定経営革新等支援機関とし	して計画策定をして、確認書が発
	行された。相手方は補助金入金	までのつなぎ融資約 6,000 万円、
	補助金以外長期融資約 3,000 万	5円の予定で支援計画を立ててお
	り、申立人は許認可取得や工事	『業者との打ち合わせを進めてい
	たところ、2022年7月、申立ノ	、は相手方から融資計画の全面撤
	廃の話を受けた。	
	支援計画の策定から 2022 年 7 月の段階まで、相手方から修正等	
	提案を受けることはなく、見積書や工事の進捗確認等融資実行	
	を期待させる言動があり、相手方には契約締結上の過失がある。	
	そのため、補助金引当て融資の実行を求める。	
	金融機関の立場:	
	不明	
結果	移管	
経過・和解の要点	福岡県弁護士会に移管。	
審理期間・期日回数	審理期間:28日	期日回数:0回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	東京⑤ ※現地調停(沖縄弁護士会)	
申立年月日	2022 年 8 月 25 日	
終了年月日	2022 年 11 月 16 日	
紛争の種類・金融商品	暗号資産の不正取引被害の補償	
金融機関	暗号資産取引業者	
顧客	個人、男性	
事案の概要	顧客の立場:	
	2022 年 4 月、第三者が申立人のアカウントに不正にログインし	
	て、保有していた日本円約 120 万円及び暗号資産で NFT のアイ	
	テムを購入し、残高が消失した。	
	不正ログインによる被害について補償してもらいたい。	
	金融機関の立場:	

	相手方の利用規約上、真正な「	D、パスワードの入力があった場
	合には本人の意思に基づく操作	乍として取り扱うことと規定して
	おり、相手方としては、本件に	こついて、契約上・法律上の支払
	義務はないものと考えている。	
	しかしながら、本件は不幸にも	5 申立人が被害に巻き込まれたと
	考えられるので、相手方として	ては、話し合いで解決することを
	希望する。	
結果	和解	
経過・和解の要点	第1回期日であっせん人が申ュ	立人・相手方個別に被害及びセキ
	ュリティの状況について確認し	」た後、相手方が見舞金であれば
	支払う用意があり、フィッシン	ノグ被害に遭っていれば増額の余
	地があるとの意向であったため	り、申立人に相手方の考えを伝え
	た上で、相手方に増額が検討できるか検討を依頼した。第2回	
	期日で最終的に相手方から約 15 万円が提示され和解となる。	
審理期間・期日回数	審理期間:84日	期日回数:2回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	東京⑥	
申立年月日	2022 年 9 月 20 日	
終了年月日	2022 年 11 月 29 日	
紛争の種類・金融商品	被相続人貯金履歴開示請求	
金融機関	農業協同組合	
顧客	個人、女性	
事案の概要	顧客の立場:	
	申立人は、相手方と取引があった被相続人の相続人であり、相	
	手方に対して相続貯金について取引履歴及び残高証明の発行を	
	依頼しているが、取引履歴は充分ではなく、一部の開示がされ	
	ていないため、開示を求める。	
	金融機関の立場:	
	相手方は、申立人の依頼に基づき、被相続人の取引履歴照合表	
	及び残高証明書を発行し、送付している。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	第1回期日で、あっせん人が申立人の主張を聞いた上、相手方	
	から事情を聞いたが、相手方から開示された書類に一見して疑	
	わしい点はなく、相手方はこれ以上の対応はできないとの意向	

	であったため、不調とする旨る	を申立人に説明し、打切りとなっ
	た。	
審理期間・期日回数	審理期間:71日	期日回数:1回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	東京⑦ ※現地調停(福岡県弁護士会)
申立年月日	2022 年 12 月 21 日
終了年月日	2023 年 3 月 15 日
紛争の種類・金融商品	外国送金の組戻し又は相当額の損害賠償請求
金融機関	資金決済業者
顧客	法人
事案の概要	顧客の立場:
	申立人は、米ドル約 50 万円相当額の外国送金につき、相手方の
	ウェブサイトで送金内容を入力する際、誤って本来の送金先で
	はなくコルレス銀行とコルレス口座番号を入力し、受取人名と
	住所は本来の送金先のものを入力した。申立人は、相手方から
	送金が実行されていないとの連絡を受けて、相手方にお願いし、
	相手方のパートナー銀行を通じてコルレス銀行に組戻しを依頼
	したが、相手方との複数回のやり取りの上、最終的に相手方か
	らは組戻しには応じられないとの回答となった。
	申立人の組戻しの手続に協力してほしい。
	金融機関の立場:
	相手方規約上は、送金依頼人は正確な情報を提供する義務を負
	うものとし、送金依頼が実行された場合、当該取引を取り消す
	ことはできず、送金依頼人の指示に従って送金が実施されたこ
	とに基づいて利用者が被る損害につき一切の責任を負わないと
	規定しており、相手方は本件送金について一切の責任を負わな
	l',
	相手方は、申立人の取引について、相応に調査を進め、状況を
	説明し対応は尽くしており、申立人への更なる対応及び金銭支
	払には応じられない。
結果	不成立

経過・和解の要点	第1回期日で、あっせん人から	ら申立人の社員である代表者の配
	偶者が同席することについて村	目手方に了解を取り、申立人・相
	手側から主張について確認した	こ後、申立人が送金先金融機関か
	らの電子メールを相手方に提出	出し、その内容を検討するよう依
	頼した。第2回期日においては	は、相手方は提出された電子メー
	ルの内容について、SWIFT 送金	金を前提としているが、本件送金
	は SWIFT 送金ではないとし、違	送金先金融機関にはそれ以外で特
	定できる番号を伝えている旨 <i>0</i>	D説明の上、相手方と申立人それ
	ぞれ送金先金融機関の対応に	ついて説明を行った。あっせん
	人・あっせん人補のみで協議 <i>0</i>	り上、状況を整理し、申立人には
	送金先金融機関が送金を受領し	しているかを再確認し、組戻しと
	は別の方法で返金してもらうよ	よう取り組んでもらうこととし、
	あっせんでは解決困難として7	下調とした。
審理期間・期日回数	審理期間:85日	期日回数:2回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

【第一東京弁護士会仲裁センター】

番号	第一東京①	
申立年月日	2021 年 12 月 23 日	
終了年月日	2022 年 5 月 27 日	
紛争の種類・金融商品	暗号資産	
金融機関	暗号資産交換業者	
顧客	個人・男性	
	顧客の立場:	
	金融機関における暗号資産取引	に用いる顧客名義のアカウント
	が一部凍結され、金銭及び暗号	資産の預入が不能となった。金
	融機関によるアカウントー部凍	結措置には正当な理由がないた
	め、その解除を求める。	
事案の概要	金融機関の立場:	
	顧客の取引件数・規模等からマ	ネーロンダリング等の可能性が
	疑われたため、顧客に対する照	会を行ったところ、顧客から、
	顧客の母(第三者)名義のアカ	ウントについて顧客がログイン
	し、取引を行っていることが判	明したため、利用規約に違反す
	る行為を認めアカウントー部凍	結措置を行った。
結果	和解	
	顧客による利用規約違反行為の	有無、金融機関の措置の相当性
	顧客が顧客の母名義のアカウン	トにログインした事実を認める
経過・和解の要点	とともに、爾後第三者名義のア	カウントへのログインその他利
	用規約や慣例法令に抵触する行	為を行わないことを誓約し、金
	融機関が一部凍結措置を解除す	る内容の和解
審理期間・期日回数	審理期間: 155 日	期日回数:4回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	第一東京②
申立年月日	2022 年 2 月 18 日
終了年月日	2022 年 5 月 9 日
紛争の種類・金融商品	住宅ローン
金融機関	地域金融機関
顧客	個人・男性
事案の概要	顧客の立場:

	地域金融機関から住宅ローンの融資を受け、建設会社との間で	
	請負契約を締結した。しかし、当該建設会社は基礎工事を完成	
	させた時点で破産手続開始決定を受け、支払済の着手金等合計	
	約 1450 万円のうち、約 950 万円が未回収となった。適切な審査	
	を行っていれば損害は生じなた	いった。
	金融機関の立場:	
	年間で 10 件程度の実績があっ	た会社であり、破産手続開始決定
	を受けたことは金融機関としても驚いている。	
	営業を妨害してはいけないので、経営状態の審査が可能な範囲	
	は限定的である。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	金融機関の責任を問うことは難しいが、見舞金の支払を検討い	
	ただいた。	
審理期間・期日回数	審理期間:80日	期日回数:1回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

番号	第一東京③
申立年月日	2022 年 9 月 29 日
終了年月日	2023 年 2 月 3 日
紛争の種類・金融商品	暗号資産
金融機関	暗号資産交換業者
顧客	個人・女性
事案の概要	顧客の立場:
	顧客が保有する暗号資産ウォレットから金融機関における顧客
	の入金用アドレスに暗号資産を送金したが、送金が反映されず、
	顧客において抽出することができなくなった。当該事象は、顧
	客が使用したネットワークを金融機関が採用していないことに
	よるが、金融機関が将来当該ネットワークを開設すれば、上記
	送金分の暗号資産を抽出できるのであるから、上記送金分の金
	銭の返還を求める。
	金融機関の立場:
	顧客の使用したネットワークを金融機関が採用していないこと
	は利用規約等に照らし明らかであるとともに、当該ネットワー
	クの解説には莫大な人的・経済的コストが発生することから、

	金銭の返還には応じられない。	
結果	和解	
経過・和解の要点	金融機関が採用するネットワークの事前説明の有無	
	金融機関が顧客に 20,000 円を支払う内容での和解	
審理期間・期日回数	審理期間:127日	期日回数:1回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

【第二東京弁護士会仲裁センター】

番号	第二東京① ※移管調停(山季	製県弁護士会 (山梨県①へ))	
申立年月日	2022 年 5 月 17 日		
終了年月日	2022 年 7 月 8 日		
紛争の種類・金融商品	財産形成年金		
金融機関	信用組合		
顧客	個人、男性		
事案の概要	顧客の立場:		
	相手方から試算表を示された」	上で、財産形成年金に加入した。	
	満期に伴って相手方に確認しカ	こところ、実際の支給額と大きな	
	乖離があった。		
	試算表に基づく支給額に変更するか、相当の解決金の支払を求		
	める。		
	金融機関の立場:		
	不明(移管調停のため)		
結果	移管調停 (移管後不成立、山梨県①)		
経過・和解の要点	山梨県弁護士会に移管。		
審理期間・期日回数	審理期間:53日	期日回数:0回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり	

番号	第二東京②
申立年月日	2021 年 11 月 15 日
終了年月日	2022 年 8 月 10 日
紛争の種類・金融商品	融資
金融機関	信用組合
顧客	個人、男性
事案の概要	顧客の立場:
	融資を受けたことは事実であり、返済の意思はある。相手方は
	過去に担保物件の任意売却を承認したが、その後に督促等はな
	かった。相手方が貸金返還請求訴訟を提起し、支払義務を認め
	る判決が出されている。
	返済方法として、まずは担保物件の売却を行い、そこから回収

	した上で、返済方法については	劦議したい。
	金融機関の立場:	
	残元金 800 万円超に加えて、き	未払利息や遅延損害金の一部を加
	えて、現在の債権額は約 1200	万円である。
	任意売却はあくまで債務者・原	折有者の意向によって行うべきも
	のである。	
	任意売却による弁済と残額部分	分の弁済を一定期間待つ可能性は
	あるが、金融機関として債権回	回収会社への売却も検討している
	状況にある。	
結果	成立	
経過・和解の要点	期日を通じて申立人が任意売去	即について検討した。一部の遅延
	損害金の減額や残額の返済方法	去についても必要資料等の提出を
	申立人に求めた上で、双方に根	倹討を促した 。
	一部の未払利息や遅延損害金の	D債務を減額した上で、担保物件
	の任意売却による弁済に加えて	て、残額の分割弁済などについて
	合意して和解成立。	
	なお、申立人側の成立手数料に	こついて委員会の承認のうえ、一
	部減額。	
審理期間・期日回数	審理期間: 269 日	期日回数:7回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	第二東京③
申立年月日	2022 年 3 月 7 日
終了年月日	2022 年 8 月 22 日
紛争の種類・金融商品	暗号資産交換業
金融機関	暗号資産交換業者
顧客	個人、男性
事案の概要	顧客の立場:
	国際ロマンス詐欺・暗号資産投資詐欺の被害にあった(約 600
	万円)。
	他社と異なり、相手方は出金待機期間を設けなかったため、送
	金してしまい被害にあった。
	相手方に相当な補償を求めたい。

	金融機関の立場:	
	詐欺被害については詐欺の行為	角者と申立人で解決されるべき問
	題である。	
	待機期間の設定については、和	刊用者による利用の必要性等も勘
	案して設定の当否について検討	寸する必要があり、設定しなかっ
	たことにより相手方が損害賠償責任を負担するものではない。	
	また、本件について待機期間で	を設定しなかったことについて合
	理性を欠くことはない。	
結果	和解	
経過・和解の要点	相手方が一定の見舞金を支払うことで和解成立。	
審理期間・期日回数	審理期間: 169 日	期日回数:3回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	第二東京④	
申立年月日	2022 年 5 月 27 日	
終了年月日	2022年12月1日	
紛争の種類・金融商品	資金移動業に関するサービス	
金融機関	第二種資金移動業者	
顧客	個人、男性	
事案の概要	顧客の立場:	
	相手方のサービスを利用してい	いたところ、アカウントを閉鎖す
	る旨の連絡を受け、使用不能と	となった。アカウント閉鎖の撤回
	を求めたが拒絶された。	
	アカウント閉鎖措置を撤回し、通常のサービス提供を行うこと	
	を求める。	
	金融機関の立場:	
	相手方の利用規約に定める個人利用条件の解除事由に基づいて	
	解除を行ったものであり、解除は有効である。	
結果	和解	
経過・和解の要点	利用規約に従って相手方のサービスを利用することを条件に、	
	サービス提供を再開するとの和解成立。	
審理期間・期日回数	審理期間: 189 日	期日回数:2回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし(取締役・職員)

番号	第二東京⑤	
申立年月日	2022 年 4 月 25 日	
終了年月日	2023年1月18日	
紛争の種類・金融商品	預金	
金融機関	信用組合	
顧客	個人、男性(申立人は父と子の	02人)
事案の概要	顧客の立場:	
	父と子(男性)からの申立て。	
	母が詐欺にあったが、その被害	害を受ける過程で、父名義と子名
	義の相手方に預けていた預金等	等を多数回引き出している。父と
	子の委任状もなく、預金の解約	り等を行っており、相手方の確認
	手続不足によって生じた損害に	こついて相当の金銭補償を検討し
	てもらいたい。	
	母への責任追及は望まない。	
	金融機関の立場:	
	母には預金等を預けたり解約し	したりする正当な権限があった。
	また、取引の原資は母が用意し	したものであり、実質預金者は母
	である。	
結果	和解	
経過・和解の要点	母への求償は行わないことを前提に、相手方が一定の解決金を	
	支払うことで和解成立。	
審理期間・期日回数	審理期間: 269 日	期日回数:4回
代理人	顧客:なし(父については子	金融機関:あり
	が代理人)	

番号	第二東京⑥
申立年月日	2022 年 9 月 16 日
終了年月日	2023 年 1 月 25 日
紛争の種類・金融商品	融資
金融機関	労働金庫
顧客	個人、男性
事案の概要	顧客の立場:

	亡くなった父が主債務者、亡く	くなった母及び子である申立人が
	連帯債務者となる形で住宅ロ-	- ンを借り入れた。父が亡くなっ
	たので、団体定期生命共済から	ら融資返済金が充当されると思っ
	ていたが、死亡時年齢が当時の	D共済金の支払条件であった「76
	歳」を超えていたため、共済会	金が支払われなかった 。
	その後、申立人が残債務を返済	斉した。
	団体定期生命共済が切れるので	であれば、申立人に通知するなど
	│ │十分な説明があれば、対応する	ることもできたはずである。
	このことにより、申立人が負担	旦した金員等について金銭的解決
	を求める。	
	金融機関の立場:	
	申立人の父が亡くなった直後に	こ共済金により融資金が完済され
	ると誤った案内をしたが、その	0後、改めて正しい案内をした。
	申立人に誤解を与えたことは『	申し訳なく思う。
	│申立人による残債務の返済は彗	2約どおりの対応をいただいたも
	ので、返済された資金を返金す	「る理由はない。
結果	不成立	
経過・和解の要点	不成立で終了。	
	少額の解決金の検討を求めたが、相手方金融機関としては支払	
	 えないとの回答であり、不成♪	ことなった。
審理期間・期日回数	審理期間:132日	期日回数:2回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし(職員)
L	1	

番号	第二東京⑦
申立年月日	2022 年 7 月 6 日
終了年月日	2023 年 2 月 20 日
紛争の種類・金融商品	預金
金融機関	信用金庫
顧客	個人、女性(2人)(うち1人は在海外)
事案の概要	顧客の立場:
	亡くなった母名義の預貯金から、相続人の1人が無権限で行っ
	た預貯金の多額の引き出しが複数回行われている。
	相手方に経緯の説明を求めるとともに、申立人らが負った被害
	について一定の責任を負うべきである。
	金融機関の立場:

	預金の払戻し等は、相続人の	人が社長、亡くなった母や申立
	人のうち1人が取締役である会社の事務所で行われていた。申	
	立人の1人も会社に在籍していた。	
	途中までは亡くなった母が同席し、その後も、手続を行った相	
	続人の1人が手続に必要な書類	頁等の全てを持っていたので、そ
	の者が権限を有していると理解	¥していた。相手方の規程上も、
	免責される。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	相手方から経過について一定の	D説明がなされたが、申立人とし
	ては回答に納得しないとのことだった。	
	申立人からは相手方に対しても金銭請求を含む要望がなされた	
	が、申立人からの相手方から金銭の支払う意思はないとの意向	
	が示されたため、不成立で終了。	
審理期間・期日回数	審理期間: 230 日	期日回数:4回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	第二東京⑧
申立年月日	2021 年 8 月 24 日
終了年月日	2023 年 3 月 24 日
紛争の種類・金融商品	貸金
金融機関	信用金庫
顧客	個人、男性
事案の概要	顧客の立場:
	被相続人が行った借入れの返済を巡る事案(被相続人の死亡時
	の残債務は2億円超)。
	相続人である申立人が抵当不動産の売却代金などを原資に
	8,000 万円を支払うことで、残額免除の提案をしたが受け入れ
	てもらえない。
	話合いで解決したい。
	金融機関の立場:
	具体的な提案がでれば検討する。抵当不動産の売却には条件次
	第で協力する意向を持っているが、残額免除は受け入れられな
	い。
結果	成立

経過・和解の要点	任意売却等の条件等について協議を続けた。	
	抵当不動産の代金で一定額を返済すること、その余は分割弁済	
	するとの内容で合意した。	
審理期間・期日回数	審理期間: 578 日	期日回数:11 回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	2021年度事例集追加分 第二	東京⑨ ※移管調停(愛知県弁
	護士会 (愛知県②へ))	
申立年月日	2022 年 1 月 12 日	
終了年月日	2022 年 2 月 22 日	
紛争の種類・金融商品	融資	
金融機関	信用組合	
顧客	個人、男性	
事案の概要	顧客の立場:	
	弟が運転資金を借りる際に、申	立人名義でも手形貸付を行った。
	その後、弟は行方不明になって	ている。
	数年前に、申立人が不動産を売却して返済に充てたが、売却に	
	伴う税金は申立人負担であると相手方に言われるなどした。	
	申立人としては、不動産売買で相手方に返済した金員とこれま	
	での利息について申立人に返済	斉・返却してもらいたい。
	金融機関の立場:	
	│ │不明(移管調停のため)	
結果	移管調停(移管後不成立、愛知県②)	
経過・和解の要点	愛知県弁護士会に移管。	
審理期間・期日回数	審理期間:42 日	期日回数:0回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

【埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター】

番号	埼玉①	
申立年月日	2022 年 9 月 21 日	
終了年月日	2022 年 11 月 25 日	
紛争の種類・金融商品	住宅ローン	
金融機関	農業協同組合	
顧客	個人、男性	
	顧客の立場:	
	住宅ローンを繰上償還した場合の、保証料返金に係る手数料の	
	支払について、説明を求める。	
本字の畑亜		
事案の概要	金融機関の立場:	
	約款と同意書、及び保証料返金の計算により、提示している金	
	額以上の支払には応じられない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点		
審理期間・期日回数	審理期間:66日	期日回数:0回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

【静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター】

番号	静岡県①		
申立年月日	2023 年 1 月 19 日		
終了年月日	2023 年 3 月 29 日		
紛争の種類・金融商品	住宅ローン		
金融機関	農業協同組合		
顧客	個人、男性		
	顧客の立場:		
	適用利率及び返済方法に関する特約書第5条に記載された手		
	数料について、支払う事由が無いものと主張する。また、ロー		
	ン返済を開始できず支払い続けていた期間の利息分の返還を 求める。 案の概要 金融機関の立場: 相手方は本件消費賃借契約において合意された手数料条項に 基づいて、他の金融機関から借換えを行った申立人から手数料		
事案の概要			
を受領しており、申立人の申立理由は認められない。		理由は認められない。相手方が	
	受領した手数料の返還や、譲歩の上での一部返還をすることは		
	ない。		
結果	不成立		
経過・和解の要点			
審理期間・期日回数	審理期間: 69日	期日回数:1回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり	
	•		

【山梨県弁護士会民事紛争解決センター】

- 平口	山利坦①(投资现位(第二市古① LU))	
番号	山梨県①(移管調停(第二東京①より))	
 申立年月日	2022 年 5 月 16 日 (第二東京弁護士会受付) →2022 年 7 月 11	
	日当会へ移管	
終了年月日	2022 年 9 月 12 日	
紛争の種類・金融商品	財産形成年金預金	
金融機関	信用組合	
顧客	個人、男性	
	顧客の立場:	
	財形形成年金預金満期に伴う手続のため相手方を訪れたとこ	
	ろ、加入時に示された財形年金試算表と大きく異なる支給額が	
	示された。	
	加入時の試算表額の支給、又は、解決金として差額の約 500	
	万円の支払を求める。	
	金融機関の立場:	
事案の概要	財形年金試算表は、あくまで当時の利率に基づく目安として	
	交付したものであり、申立人が保有している「財形形成年金預	
	金契約の証」の裏面にも、「利率は金融情勢の変化により変更	
	することがあります」と明記されている。	
	加入当時に試算表どおりに年金を支給する約束、又は、支給	
	額について不適切な内容の説明があった事を示す具体的事実及	
	び証拠がない以上、上記支給、又は、解決金(額に関わらず)	
	支払の求めに応じることはできない。	
結果	不成立	
	申立人と相手方の間で、加入当時に試算表どおりに年金を支	
	給する約束、又は、支給額について不適切な内容の説明があっ	
	たかどうかが争点となった。	
	このことについて、相手方は、申立人において、争点の証明	
	ができるのであれば検討する、とのことであったが、申立人が	
経過・和解の要点	証明できないとのことだったので、1回目の期日で打切りとな	
	った。	
	その後、申立人が改めて証明が可能と弁護士会に連絡があっ	
	た為、期日外に、担当弁護士らが、申立人だけから事情を聞い	
	たが、証明方法は、母親が当時立ち会った、との内容だったの	
	で、これで証明があったとして相手方に支払をすべきだと説得	

	するのは難しい、もし、この内容で請求するなら裁判手続にす	
	るしかないと説明し、再開はしなかった。	
	(第二東京弁護士会からの移管調停)	
審理期間・期日回数	審理期間:移管後 63 日	期日回数:1回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

【新潟県弁護士会示談あっせんセンター】

番号	新潟県①	
申立年月日	2022 年 8 月 7 日	
終了年月日	2022 年 12 月 1 日	
紛争の種類・金融商品	一部の相続人による相続貯金の)払戻し
金融機関	農業協同組合	
顧客	個人、男性	
	顧客の立場:	
	共同相続人が、顧客の同意を得ることなく、その相続分を超え	
	て被相続人の貯金を払い戻したため、顧客が金融機関に対し、	
	被相続人名義の貯金全額に相当	当する金員の返還請求を求めて
事案の概要	いる。	
	金融機関の立場:	
	貯金の払戻しは、債権の準占有者に対する弁済として有効と考	
	えている。	
結果	示談成立	
経過・和解の要点	金融機関が、顧客に対し、一定の金員(法定相続分に応じた	
性週・世界の女は	取得した限度)を支払うことにより和解	
審理期間・期日回数	審理期間:117日	期日回数:3回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし

【京都弁護士会紛争解決センター】

番号	京都①		
申立年月日	2022 年 4 月 5 日		
終了年月日	2022 年 6 月 6 日		
紛争の種類・金融商品	出金の借入扱いによる利息によ	こる損失を巡る紛争 しゅうしゅう	
金融機関	農業協同組合		
顧客	個人、男性		
	顧客の立場:		
	出金が借入扱いになるという記	説明を受けておらず、2年間の利	
	息による損失の返還を求める。		
事案の概要			
事未り似 <i>女</i>	金融機関の立場: 出金時に借入扱いになるという説明をしているため、対応はで		
	きない。		
結果	不成立		
	金融機関としては、払戻請求の際に説明を受けていなかったと		
経過・和解の要点	する顧客に対して返金等の対応をとることはできないとのことで、金融機関に対してほかの対応を求めるところまではでき		
性過 相併の安点			
	ず、成立の見込みがなく不成立となった。		
審理期間・期日回数	審理期間:62日	期日回数:2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:なし	

【愛知県弁護士会紛争解決センター】

番号	愛知県①		
申立年月日	2021 年 8 月 19 日		
終了年月日	2022 年 10 月 6 日		
紛争の種類・金融商品	貸金		
金融機関	大手金融機関		
顧客	個人、男性		
	顧客の立場:		
	投資目的の融資を受けるにあたり、①審査手続において不正が		
	あったため、融資を受ける際に抵当権を設定した不動産を譲渡		
	する代わりに相当額の返還を求める、又は、予備的に ②相当		
	額の支払を求める、又は 、③貸金の元本の一部カットを求め		
事案の概要	る事案。		
	金融機関の立場:		
	③元本の一部カットについては、基準を満たさないので応じら		
	れない。その他の請求のうち①については、法令により対応で		
	きない。②については、主張・立証がなされない限り応じられ		
	ない。		
結果	不成立		
経過・和解の要点			
審理期間・期日回数	審理期間:414 日	期日回数:3回	
代理人	顧客:あり	金融機関:あり	

番号	愛知県② (移管調停 (第二東京⑨より))
申立年月日	2022 年 1 月 12 日 (第二東京弁護士会受付) →2022 年 3 月 4
中立平月口	日当会へ移管
終了年月日	2022 年 7 月 22 日
紛争の種類・金融商品	貸金
金融機関	信組
顧客	個人、男性
	顧客の立場:
事案の概要	申立人の弟の相手方に対する借入金につき、申立人が返済した
尹未の佩安	金額の返還を求めた事案。
	金融機関の立場:

	申立人が返済したのは、申立人が返済義務を負っていた債務で ある。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	(第二東京弁護士会からの移管調停)	
審理期間・期日回数	審理期間:移管後 141 日	期日回数:3回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

番号	愛知県③(移管調停(東京③より))	
申立年月日	2022 年 7 月 7 日 (東京弁護士会受付)→2022 年 8 月 24 日当会	
T Y Y Z D	へ移管	
終了年月日	2023年3月22日	
紛争の種類・金融商品	貸金	
金融機関	信金	
顧客	法人、個人(法人代表者)	
	顧客の立場:	
	取引のある金融機関の不祥事、機密文書漏洩があるとして金員	
	の支払を求める。	
事案の概要		
7 ~ 0 1/1/1 ×	金融機関の立場:	
	相手方は申立人に金員を貸し付けており、その金員を返済して	
	ほしい。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	(東京弁護士会からの移管調停)	
審理期間・期日回数	審理期間:移管後 211 日	期日回数:3回
代理人	顧客:なし	金融機関:あり

【金沢弁護士会紛争解決センター】

番号	金沢①		
申立年月日	2021年11月11日		
終了年月日	2022 年 4 月 13 日	2022 年 4 月 13 日	
紛争の種類・金融商品	損害賠償請求、貯金		
金融機関	農業協同組合		
顧客	個人、女性		
	顧客の立場:申立人		
	申立人は、金銭支払を求めたが、相手方は支払に応じない。ま た、規則改正を求める。		
丰中。 柳			
事案の概要	金融機関の立場:相手方		
	金銭支払や規則改正には応じられない。		
結果	不成立		
経過・和解の要点			
審理期間・期日回数	審理期間: 153 日	期日回数:3回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり	

【富山県弁護士会紛争解決センター】

番号	富山県①		
申立年月日	2022 年 5 月 25 日		
終了年月日	2022 年 8 月 25 日		
紛争の種類・金融商品	貯金口座自動支払サービス		
金融機関	農業協同組合		
顧客	個人		
	顧客の立場:		
	口座振替変更依頼の未処理により、変更前の口座から引き落と		
	しがなされた。再発防止について顛末書の提出を求めたが、提		
	出された顛末書に担当者の署名捺印がなかったので、署名捺印		
事案の概要	を求める。 金融機関の立場:		
	職員個人が署名捺印することに	こは応じられない。	
結果	成立		
 経過・和解の要点	金融機関から再発防止を実行していく旨の書面を提出いただ		
性廻・仰所の女点	くことをあっせん人から提案したところ、合意。		
審理期間・期日回数	審理期間:92日	期日回数:2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり	

【福岡県弁護士会紛争解決センター北九州部会】

番号	北九州①(移管調停(東京④より))		
申立年月日	2022.7.22 (東京弁護士会受付) →2022.8.30 当会へ移管		
終了年月日	2022. 11. 1		
紛争の種類・金融商品	融資		
金融機関	大手金融機関		
顧客	株式会社		
	顧客の立場:		
	事業再構築補助金を受けるにあたり、支援機関として相手方と		
	ともに事業再構築計画を策定し、打ち合わせ等も行っていたと		
	ころ、突然融資計画を撤回された。融資が実行されると思わせ		
事案の概要	る言動が金融機関にあり、契約締結上の過失があるので、融資		
ず未の似女 	の実行もしくは相当額の損害賠償を求める。 金融機関の立場: 補助金引当融資の再検討であれば考え得るが、損害賠償の支払		
	には応じられない。		
結果	不成立		
経過・和解の要点	双方の主張が平行線で和解の見込みなし		
在週・和胖の安息	(東京弁護士会からの移管調停)		
審理期間・期日回数	審理期間:移管後 63 日	期日回数:2回	
代理人	顧客:なし	金融機関:あり	
·	-		

番号	北九州②
申立年月日	2022. 12. 16
終了年月日	2023. 1. 27
紛争の種類・金融商品	住宅ローン
金融機関	農業協同組合
顧客	個人 (男性、60代)
	顧客の立場:
	申立人の父が債務者として住宅ローンの返済をしていたが、平
事案の概要	成 12 年に父が死亡した後、金融機関が適切な相続手続をして
争余の似安	いないので、賠償を求めたい。
	金融機関の立場:

	申立人は連帯債務者として全額に対する支払義務を負ってい るので、申立人の要望には当然に応じられない。	
結果	不成立	
経過・和解の要点	双方の主張が平行線で和解の見込みなし	
審理期間・期日回数	審理期間:42日	期日回数:1回
代理人	顧客:なし	金融機関:なし